

大阪市文化振興計画経過

名称	大阪市文化振興計画	第2次大阪市文化振興計画	第3次大阪市文化振興計画(案)
考え方	・大阪府・市で共通のビジョンをもち、府市事業の融合・統合・連携 ・第3次大阪府文化振興計画にあわせて策定 ※「めざす将来像」「理念」「施策の方向」「各施策」は大阪府と同じ	・前計画の理念を継承 ・大阪府と共通のビジョンのもと、基礎自治体としての役割を果たす。 ※「各施策」は各々で策定	・前計画の理念を継承、さらに発展 ・大阪府と共通のビジョンのもと、基礎自治体としての役割を果たす。 ※「各施策」は各々で策定 ・市は、基礎自治体としての役割を強化 ・「文化芸術基本法」の改正や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定趣旨の反映 ※ ・社会情勢の変化の反映(大阪・関西万博、SDGs等)
策定年月日	平成25年3月	平成28年10月	令和3年3月予定
計画期間	平成25年度から平成27年度(3年間)	平成28年度から平成32年度(5年間)	令和3年度から令和7年度(5年間)
めざす将来像	～新たな仕組みで花開く「文化自由都市、大阪」～	「文化自由都市、大阪」	「文化共創都市、大阪」～文化が未来を切り拓く～
理念	・社会を支える文化 ・都市(まち)全体に開かれた文化 ・未来に伝え育む文化 ・アーティストが集う都市	あらゆる人々が文化を享受できる都市 大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市 あらゆる人々が文化を通じていきいきと活動できる都市	あらゆる人々が文化を享受できる都市 多様な文化が交流する魅力あふれる都市 あらゆる人々が文化を通じて輝ける都市
施策の方向	A「文化創造の基盤づくり」	A「文化創造の基盤づくり」	A「文化に触れる環境づくり」
	①大阪の街を使いこなす ②市民の思いを都市づくりに活かす ③市民の力で文化を育てる	①芸術文化を創造する人材、支える人材(＝楽しみ等を楽しめる市民等)の育成・支援の充実 ②芸術文化を将来へ継承発展させる青少年の育成 ③芸術家等が活動に取り組みやすい環境の整備 ④貴重な文化資源の保護・保存・継承 ⑤芸術文化活動を支える寄附文化の醸成	・等しく芸術文化を鑑賞等できる環境の整備(アクセシビリティ含む) ・芸術文化を将来へ継承発展させる青少年の育成 ・文化意識を支える市民意識の醸成(寄付文化)
	B「都市魅力の向上」	B「都市のための文化」	B「文化がまちを彩る」
	④地域資源を活かした大阪の魅力向上 ⑤大阪固有の文化の継承、新たな文化の創造 ⑥エンターテインメントによる都市の活性化	①大阪が誇る上方伝統芸能を活用した魅力発信 ②芸術文化の魅力、観光資源及び経済の活性化に活用 ③都市全体を活用した芸術文化活動の展開	・大阪の文化資源の継承・発展 ・新たな芸術文化の創造 ・多様な芸術文化の交流
	C「人と地域のエンパワーメント」	C「社会のための文化」	C「文化が社会を形成する」
	⑦あらゆる施策に文化力を活用 ⑧未来を担う次世代の育成 ⑨文化振興への市民意識の醸成	①教育、福祉、まちづくり等あらゆる施策分野への活用 ②地域の特色ある芸術文化活動への取組み・支援	・文化芸術を創造する人材(アーティスト)の育成・支援、環境の整備 ・教育、福祉、まちづくり等の施策分野との有機的連携 ・地域の特色ある芸術文化活動への取組み・支援
行政の役割	・民間の力を最大限に活かし、市民の自主性、創造性が発揮され、文化活動が活発に行われるようにサポート ・大阪府の事業との融合・連携を通じて、市域全体に対する文化的魅力の向上を図る。 ・区長が各区の特性や文化資源を活用した特色ある事業を推進	・市民・アーティスト等の自主的な芸術文化活動が活発に行われるようサポート ・芸術文化の創造・活動基盤の整備、都市魅力の向上、市民への情報発信	・文化施策を通じて、市民・アーティスト等の自主的な芸術文化活動が活発に行われるようサポート ・芸術文化の創造・活動基盤の整備、都市魅力の向上、市民への情報発信 ・各区の特性や文化資源を活用した特色ある事業を支援
重点取組み	設定なし	(1)大阪の芸術文化を発展させる人材の育成 (2)2020年東京オリ・パラに向けた取組み (3)評価・推進体制の強化	要検討
推進体制	アーツカウンシルの導入	・評価・推進体制の強化 ・情報発信力の強化	要検討
評価指標	例示のみ	・文化自由都市であると思う市民の割合 ・文化的環境整備に関する満足度(A) 事業助成金の申請件数 なにわ芸術応援募金寄附件数 ・観光や経済に文化の力が活用されていると感じる市民の割合(B) ・あらゆる施策に文化の力が活用されていると感じる市民の割合(C)	要検討
その他	大阪都市魅力創造戦略(H24～H27)は上位計画	大阪都市魅力創造戦略(H28～H32)とは施策の方向AとBが重なる。	

■「文化芸術基本法」の基本理念において  
・年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域に関わらず等しく」と、文化権の保障に関して配慮すべき人々の属性が詳細に記述された。  
・「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携」が加筆された。

■「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」  
・地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。  
・鑑賞機会の拡大、創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、芸術上価値が高い作品の評価等、権利保護の推進、販売支援、交流促進、相談体制の整備等、人材育成などの必要な施策を講ずるものとする。

大阪市芸術文化振興条例  
第6条 市民が芸術文化に親しむ環境の整備  
市民が身近に、高齢者、障害者、子育て層をはじめ市民が容易に芸術文化に親しむことができるよう環境の整備  
第7条 地域における活動の活性化  
市民が地域において芸術文化に親しむことができるよう、鑑賞機会の提供、公演等への支援、情報の提供等  
第8条 芸術文化の創造のための措置  
芸術活動及びアートマネージャー、舞台技術者等の育成し、活動を促進するための環境整備ほか  
第9条 青少年のための措置  
青少年が鑑賞、創作、発表する機会の提供  
第10条 伝統的な芸術文化の保護及び継承  
伝統的な芸術文化を保存、発展させる活動に対する支援  
第11条 顕彰  
顕彰に努めるものとする。